

03

実施計画 2030 の策定・ 運用の基本方針

1. 策定・運用の基本的考え方
2. 実施計画 2030 の対象事業
3. 行政資源の確保と事業の優先度

第3章 実施計画 2030 の策定・運用の基本方針

1. 策定・運用の基本的考え方

実施計画2025では、社会情勢が変化する中でも施策目標の達成に向けて柔軟に対応できる計画として策定し、計画期間中に追加される事業も含めて優先度の高い事業から順次実施することとして運用してきました。このような計画とすることにより社会情勢の変化を踏まえた柔軟な運用が可能であったという特徴を有していました。

実施計画2030では、実施計画2025で取り組んできた事業の成果をしっかりと検証しながら、引き続き取り組むことによりさらに高い成果を目指すとともに、新たに DX・デジタル化や多様な主体との連携に積極的に取り組みながら、社会情勢の変化を踏まえた事業展開を図り、人口減少期であっても笑顔と活力にあふれ、元気なまちをつくることを目指して、計画の策定、運用を行います。

また、計画期間の5年の間に、高い成果を得られるよう実施計画2030を運用していくためには、社会情勢の変化により策定時には予見しきれない新たなニーズに対応していくことと、既に実施している実施計画事業については効果検証を実施していくことが必要です。実施計画2030は、新たなニーズに対応した取り組みができるよう冗長性を持った計画にするとともに、既に実施している実施計画事業については効果検証の結果に応じて計画期間中であったも実施計画事業を見直してできる柔軟性を持った計画とします。

実施計画2030の策定・運用の基本的考え方

- ・ 実施計画2025で取り組んできた事業の成果をしっかりと検証しながら、引き続き取り組むことによりさらに高い成果を目指す
- ・ DX・デジタル化や多様な主体との連携に積極的に取り組みながら、社会情勢の変化を踏まえた事業を柔軟に展開

将来を見据えた持続可能な市政運営へ

2. 実施計画 2030 の対象事業

実施計画事業は、本市が任意で行う事業で次に掲げるものとします。次に該当しない継続的に実施する取り組みや法定事務・法定計画は継続的事務事業とし、実施計画2030の対象には含めないこととします。

実施計画2030で対象とする実施計画事業

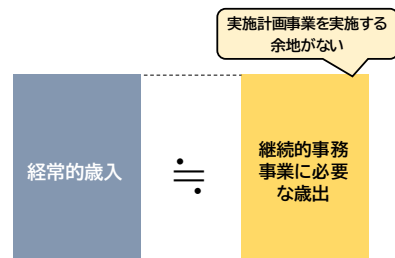
- ① 実施計画 2030 で新規に実施する本市独自の取り組み
- ② 継続して実施する取り組みのうち次に掲げるもの
 - ・本市が独自に取り組みの拡充を行うもの
 - ・実施計画 2025 で実施計画事業として位置付けられているもの
- ③ 公共施設や土木インフラの整備や大規模改修、設備更新等の普通建設事業
- ④ 本市独自の計画の策定、改定、廃止に関する取り組み
- ⑤ その他、市民生活に大きな影響を及ぼすことが想定され実施計画事業として位置付ける必要のある取り組み等

3. 行政資源の確保と事業の優先度

総合計画に掲げる笑顔と活力にあふれるまちをつくるために、単にこれまでの取り組みを継続するだけではなく、時代の変化に合わせて必要な取り組みを実施計画2030では実施します。既存事業の見直しにより、財源や人財といった実施計画事業に配分することのできる行政資源を生み出していくことが必要です。

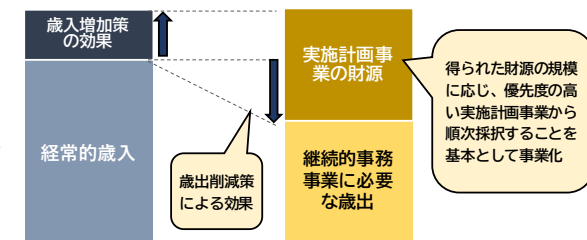
実施計画の運用に当たっては、これまで以上に国・県の財政支援の活用やふるさと納税の増収等による歳入増加と、社会情勢の変化を踏まえた継続的事務事業の見直し等を図ることによる歳出削減の両面から実施計画事業で活用することのできる財源を生み出していきます。また、社会情勢の変化に合わせて取り組みを見直し、新たな取り組みを提案できる人財の確保・育成を進め、実施計画事業を着実に推進するための人財を生み出していきます。実施計画2030では、これらの取り組みにより生み出された財源や人財を踏まえた上で、優先度の高い実施計画事業から順次実施することを基本に運用していきます。

■想定される財政見直し



・財政状況の硬直化が進んでいる状況に鑑みると、実施計画の策定段階では、経常的歳入のみで継続的事務事業を実施することが難しくなる可能性も

■財政見直しとの整合を図るために目指す姿



・歳入増加策と歳出削減策の両面から財源を生み出し、得られた財源の水準に応じ、優先度の高い実施計画事業から順次事業化

財政見直しとの調整方法

